

ごみ袋有料化の歴史

参考 環境省 一般廃棄物処理有料化の手引き

高度成長期～バブル期 (戦後 (1945) ～1990年代前半)

この時期は一般廃棄物（家庭ごみ）に係る手数料を住民より何らかの方法で徴収している自治体は全国で一割に満たない程度であった。

(1990年 (平成2年) **7.5%** 厚生省調査)

この時期に

- (1)大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムの下での廃棄物の増加（まだ、ごみを分別するという認識は薄かった。）
- (2)急速な工業化の過程で、有害廃棄物による **公害** の発生（1967年に公害対策基本法制定。）
- (3)処分場の新規立地の停滞と残余容量の逼迫（捨てる場所がない。新しい候補地も地域住民の反対運動にあい中止に追い込まれる。）
- (4)大規模不法投棄等事案の発生（上の話に関連。捨てる場所がないので捨ててはいけない場所に捨てる。）

等の様々な問題が発生

さらにバブル経済の崩壊により地方自治体の財政状況は急速に悪化していった。

有料化の法的根拠

1993年 環境基本法制定

生活系可燃ゴミ排出に対する有料化が本格化するきっかけ

環境基本法

第22条

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第二十二條

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことにより～

2016年（平成28年）に改正された廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」により

市町村の役割として、「経済的インセンティブ（動機付け）を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、**国全体の施策として各自治体は一般廃棄物処理の有料化を推進するべきであるとの方針が明確化された。**

有料化する自治体は全国で急速に拡大 2018年時点で**63.5%**

人口規模別に有料化している市区町村数

人口規模が30 万人以上 24.0%

15 万人超30 万人未満 39.1%

10 万人超15 万人未満 50.9%

5 万人超10 万人未満では60.9%（合志市はここに該当。）

5 万人未満では69.9%

人口規模が小さくなるにつれて有料化が進んでいる状況である。

（参考）熊本県 77.8%の自治体が有料化（未だ有料化していない自治体もある。例えば水俣市は指定ごみ袋自体は有料ですが、袋代にごみ収集・処理料金等が含まれていません。）

有料化の目的

(1) 排出抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、排出者に費用負担を軽減しようとする動機づけが生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

(2) 公平性の確保

税収のみで実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に差がつかない。

(3) 住民や事業者の意識改革

住民や事業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革につながることを期待される。

(4) その他の効果

焼却処理量や最終処分量が減量されることで、収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。

分別が促進されプラスチックの焼却に由来する二酸化炭素排出量が低減され、脱炭素社会の実現につながる。

持続可能な一般廃棄物処理に向けた検討を進めることのきっかけとなることを期待する。

一般廃棄物の処理に要する費用に対する 手数料の料金水準の把握

手数料の料金水準を設定するにあたっては、排出者の理解を得るために、一般廃棄物の処理に要する処理原価を算定し、徴収する手数料が一般廃棄物の処理原価のうちどの程度の割合となるか把握する。

費用種別		部門	費目（大項目）	費用		
経常経費	処理原価	収集運搬部門	人件費/物件費等/移転費用	A円	①一般廃棄物処理原価の合計金額	(A+B+C) 円=E 円
		中間処理部門	人件費/物件費等/移転費用	B円	②一般廃棄物の処理量	F kg
		最終処部門	人件費/物件費等/移転費用	C 円	③一般廃棄物 1 kg 当たりの処理原価 (円/kg) ①/②	(E/F) 円/kg
	管理費用	管理部門	人件費/物件費等/移転費用/ その他管費用	D円	④ごみ袋 1 袋当たり処理原価 (円/袋)	5 kg/袋× (E/F) 円/kg

合志市のごみ袋有料化の歴史

1994年 合併前の旧合志町で30円/大袋、旧西合志町で20円/大袋として有料化開始
(1993年に環境基本法が制定されたので全国の有料化が促進された時期と同時期に有料化。)

2006年市町村合併を機に西合志町(20円/大袋、15円/小・極小)の価格へ統一された。

以降現在(2025年)に至るまで一度も価格改定は行われていない。
(改定の試みは何度か行われたが、熊本地震の発生や新型コロナウイルス流行と重なり見送られてきた。)

30年以上前に定めた価格が未だに継続している。